

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

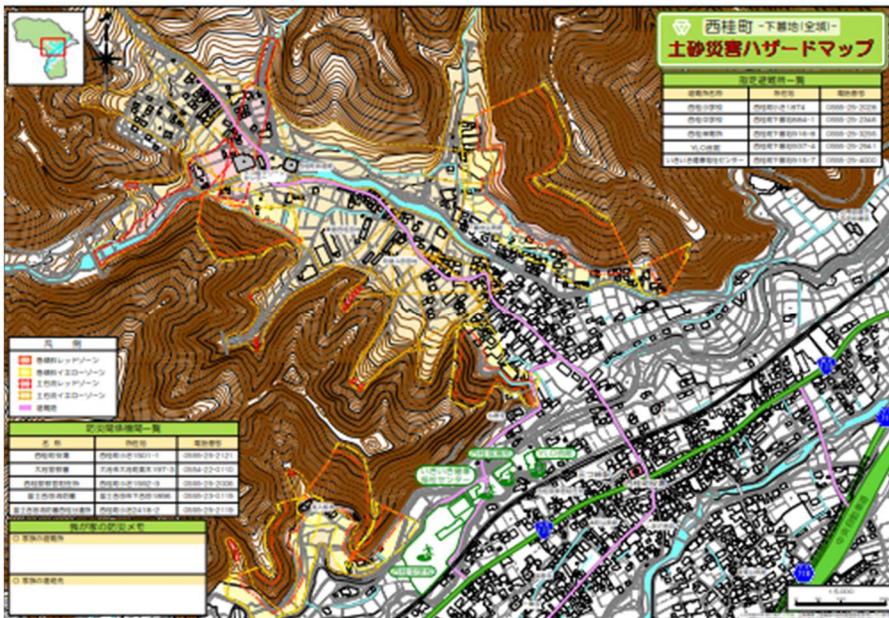
I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、西桂町が策定した西桂町地域防災計画（平成 27 年 3 月改定）やハザードマップを基に現状分析を行う。

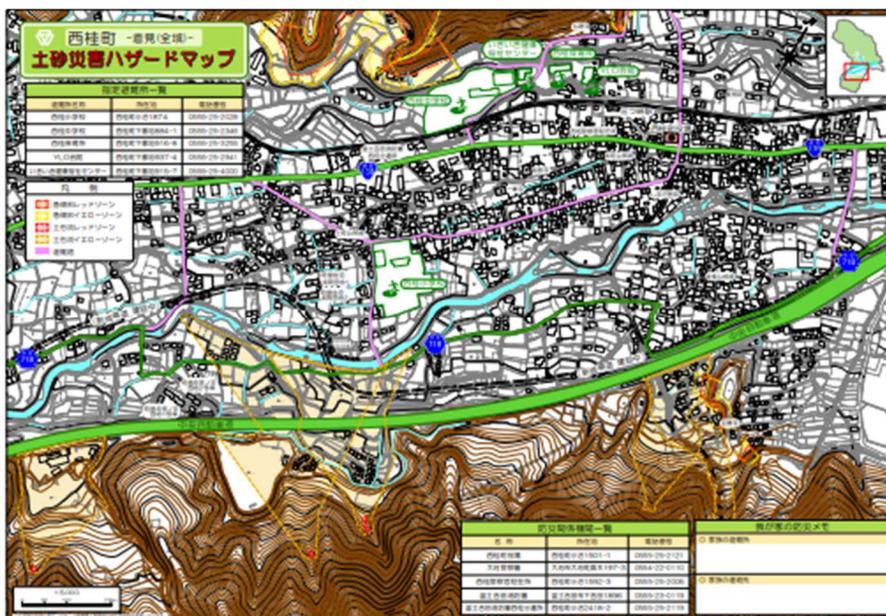
(1) 地域の災害リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、下暮地・倉見地区の山沿い一帯に、急傾斜（がけ崩れ）・土石流エリアとなっており、下暮地地区に当町唯一の宿泊レジャー施設三ツ峠グリーンセンターがある。



(出所：西桂町土砂災害ハザードマップ 下暮地地区)



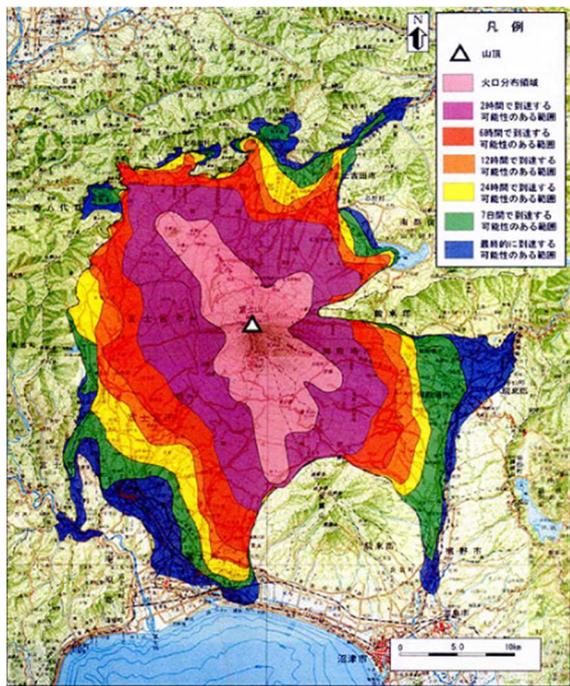
(出所：西桂町土砂災害ハザードマップ 倉見地区)

(地震：J-SHIS)

当町の北縁に延びる曾根丘陵断層帯、南に塩沢断層帯が延びており、地震ハザードステーションの防災地図によると、曾根丘陵断層帯では、マグニチュード7.3程度の地震が発生する可能性があり、今後30年の間に地震が発生する確率は1%。また塩沢断層帯では、マグニチュード6.8程度の地震が発生する可能性があり、今後30年の間に地震が発生する確率は4%とされている。

(その他)

当町は、平地部でも標高600m以上であるため、例年、年平均気温10℃前後、年間降雨量1,500mm位の内地型内陸性気候の特徴があり、1981年～2010年の平均値を見ると、月別の最高気温は8月の27.6℃が最も高く、最低気温は1月のマイナス6.2℃が最も低い。平成26年2月の大雪災害に見舞われ、積雪は河口湖で143cmを記録、当町においても避難指示が発令され、3世帯7人が避難している。また、火山災害では、富士山の噴火が想定され、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想され、当町は、溶岩流の最終到達可能範囲と想定されている。



〈出所：ハザード・ナビ「溶岩の到達時間別マップ」〉

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的にかつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (令和3年1月現在)

- ・商工業者等数：343 事業者
- ・小規模事業者数：317 事業者

【商工業者数の内訳】

	地区	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	下暮地地区	69	62	山沿いに多い。
	小沼地区	224	205	広く分布している。
	倉見地区	50	50	分布している。

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

ア) 西桂町地域防災計画の策定

当町では、平成 27 年 3 月に新しい地域防災計画を策定し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、当町の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に「西桂町防災会議」を設置し、災害時における情報収集に努めることとしている。

イ) 防災訓練の実施

災害からの被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、啓発活動や防災教育の普及に努めている。

ウ) 防災、感染症等対策備品の備蓄

町民生活上必要な物資を確保するため、備蓄物資管理施設の管理者に対し情報伝達を行うとともに、協定を締結している店舗等に対しても物資調達の準備を要請できる体制整備を推進している。

エ) 西桂町地域防災計画の町内への周知

概要版を作成し、全世帯に配布している。

オ) 災害時の避難場所開設

カ) 山梨県が作成した西桂町土砂災害ハザードマップをホームページにおいて掲載している。

2) 当会の取り組み

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催及び個別講習の実施
- ・山梨県火災共済協同組合と連携した災害保険への加入促進
- ・事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との連携
- ・自然災害発生時に被災した地域の会員企業を連絡・訪問し被災状況を確認し行政等に報告
- ・防災備品（ヘルメット、非常食、飲料水、懐中電灯、救急道具等）の備蓄

II 課題

現状では、西桂町と商工会の緊急時の取り組みは、「西桂町地域防災計画」において、商工会が災害時に果たすべき業務は示されているが、町と商工会間の具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が少ない。さらに、災害復旧に備える災害保険の活用を提言できる当会経営指導員等職員も不足しているといった課題がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染症発生期」と細分化する。）には速やかに拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・巡回や窓口指導時に、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

※対象共済・保険制度

（火災共済、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、会員福祉共済、商工貯蓄共済、自動車共済、他）

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

・ 当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

・ 平成27年3月に改正された「西桂町地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・ 巡回や窓口での経営指導の際に、東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）が提供するハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・ 商工会ホームページや町広報、町内回覧等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・ 小規模事業者に対してBCP策定の重要性を説明し、山梨版BCP作成シートや全国連と東京海上日動火災（株）が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCPヒアリングシート、作成シート等を活用し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。

・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者等へ常に最新の正しい情報を周知する。

・ 事業者の携帯電話番号などの万が一の際に連絡の取りやすい情報を取得・把握・情報共有する。

・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・ 事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 当商工会自身の事業継続計画の作成

・ 令和4年3月までに作成

3) 関係団体等との連携

・ 専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについては、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し事業者の支援にあたる。

・ 連携する東京海上日動火災（株）、あいおいニッセイ同和損害保険（株）の提供する事業所所在地のピンポイントのハザード情報を事業者に提供し、自然災害等の危険度を周知する。

・ 連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。

・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も行う。

・ 山梨中央銀行小沼支店・都留信用組合小沼支店・小沼郵便局と連携し、BCP策定の必要性を周知する。

・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

・ BCPは策定してそのままになってしまうケースも多いことから、小規模事業者のBCP等の取り組み状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。

・事業継続力強化支援に関する打合せ会（構成：当会、当町）を開催、状況確認や改善点を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。

（LINE 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

・国内感染者発生後には、職員への体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、西桂町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

・職員自身による情報収集において、地域の防災無線、ラジオ、テレビ等で集めた情報を元に出勤をするか否かを判断する。

※警戒レベル 3 以上の際には自身の安全が確保でき次第出勤し、災害に対する準備活動を行う。

警戒レベル 2 以下の際には自身の安全を確認の上出勤し、情報収集を行う。

災害レベル別応急対策活動は下記のとおり（警戒レベルは、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に作成）

警戒レベル	災害時における職員の応急対策活動内容
警戒レベル 3 以上	災害内容を把握し、情報伝達対応と町との避難準備等の連携協力を行う
警戒レベル 2 以下	職員自身災害情報収集し、町との連携協力と共に災害内容等の確認を行う

（豪雨における例）

・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。

・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

【被害規模状況の目安は以下を想定】

大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において、連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており確認がとれない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回程度共有する
2週間～3週間	1日に1回程度共有する
4週間～2ヶ月	3日に1回程度共有する
2ヶ月以降	1週間に1回程度共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

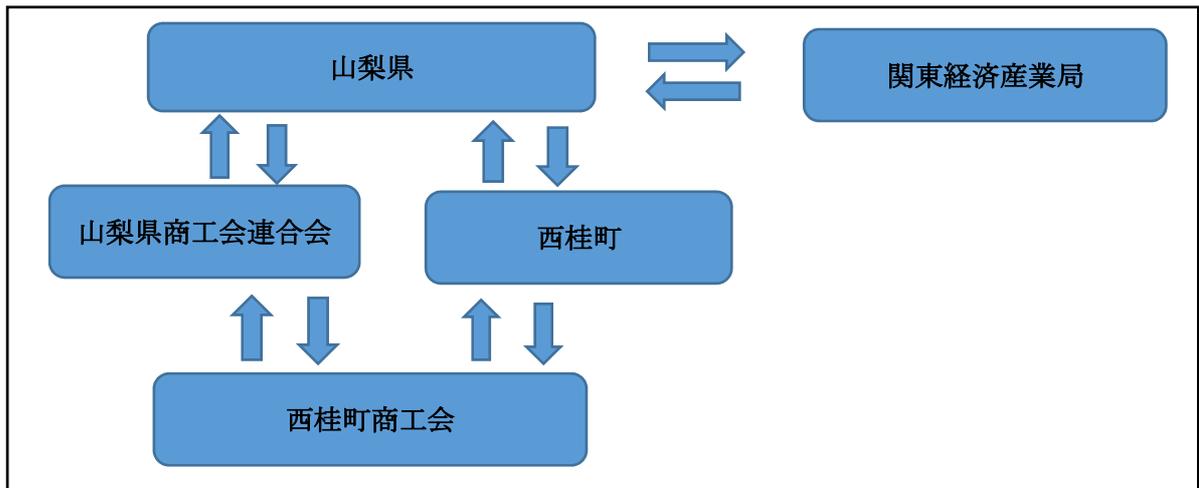
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
 - ・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。
- また、備考欄に必要な物資や要望等を記載するなど、CSVに出力した情報を市・県に対して迅速に報告する。

【商工会災害システム把握及び入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者 ・家族 ・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・社長自宅(全壊、半壊、一部破損、床上浸水等) ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額	(円)
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて、当会又は当町より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当町より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、西桂町と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

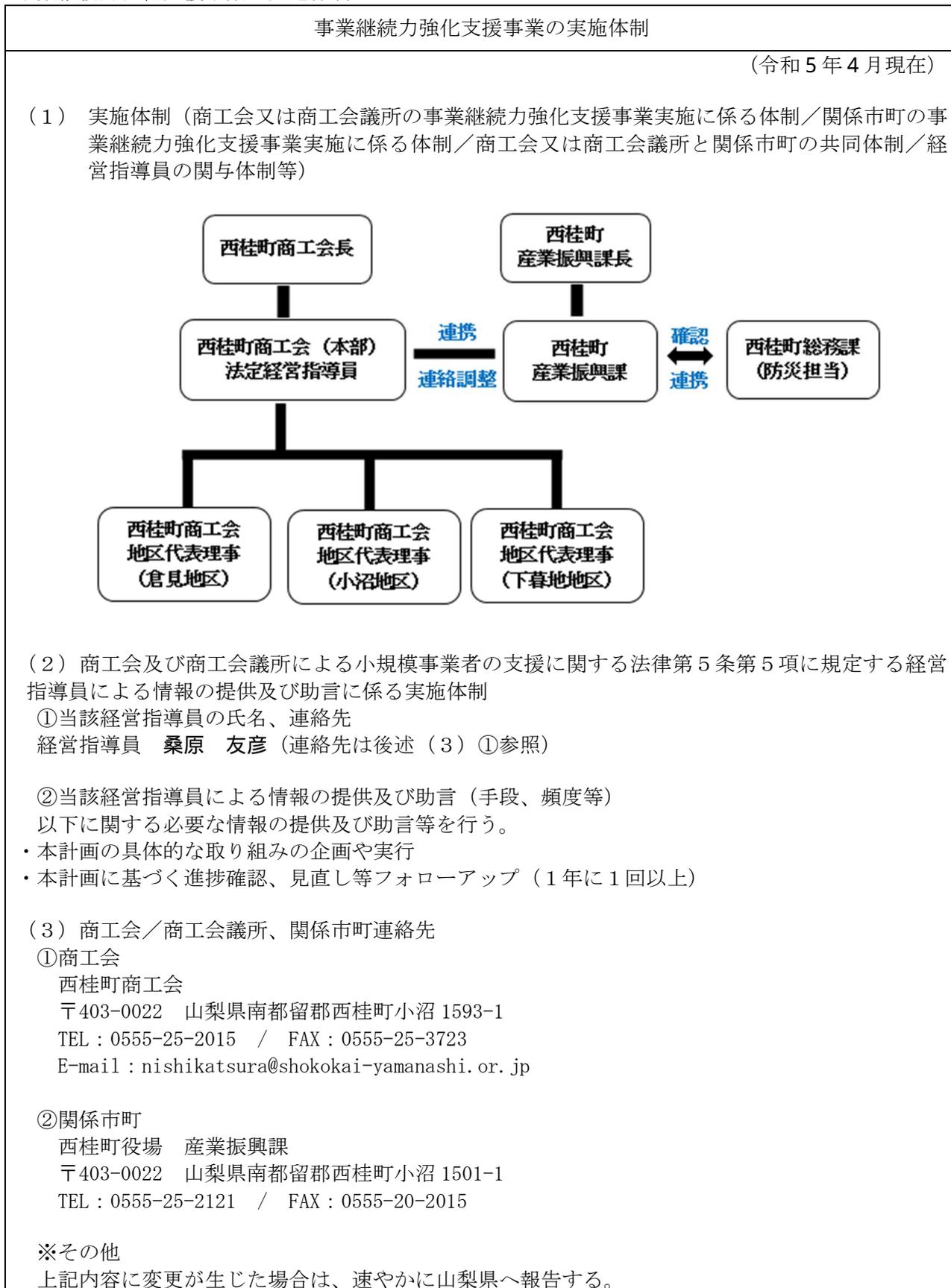
- ・山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	80	80	80	80	80
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ・チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
<p>あいおいニッセイ同和損保株式会社 取締役社長 金杉 恭三 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 (山梨支店山梨第二支社 支社長 田所 賢治) 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 3-20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル 2 階 TEL : 055-235-7428 / FAX : 055-235-3669 (山梨支店富士吉田サテライトオフィス) 〒403-0007 山梨県富士吉田市中曽根 1-4-29 TEL : 0555-24-2661 / FAX : 0555-72-0163</p> <p>東京海上日動火災株式会社 取締役社長 広瀬 伸一 〒100-8050 東京都千代田区丸の内 1-2-1 (山梨支店 支店長 川口 祐司) 〒400-0031 山梨県甲府市中央 1-12-28 TEL : 055-237-6211 / FAX : 055-237-6213</p> <p>山梨県火災共済協同組合 理事長 中村 己喜雄 〒400-0032 山梨県甲府市 1-12-37 TEL : 055-235-7564 / FAX : 055-235-7538</p> <p>株式会社山梨中央銀行 頭取 関 光良 〒400-8601 山梨県甲府市 1-20-8 (小沼支店 支店長 高村 建一郎) 〒403-0022 山梨県南都留郡西桂町小沼 1615-1 TEL : 0555-25-2211 / FAX : 0555-25-2962</p> <p>都留信用組合 理事長 渡邊 和彦 〒403-0004 山梨県富士吉田市 2-19-11 (小沼支店 支店長 加賀美) 〒403-0022 山梨県南都留郡西桂町小沼 1706 TEL : 0555-25-2131 / FAX : 0555-25-3155</p>
連携して実施する事業の内容
<p>① 小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取り組みや対策(生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償、事業休業、共済加入等)の周知・説明を行う。</p> <p>② 小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取り組みの推進等の支援及び助言を行う。</p> <p>③ BCP策定に向けての普及セミナーを開催する。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>① 損害保険の見直し</p> <p>② 災害想定時の復旧必要額算定によるBCP計画等の紹介及び周知</p> <p>③ BCPセミナーの開催</p>

連携体制図等

